

1. 件名：東海再処理施設の廃止措置計画に係る面談

2. 日時：令和4年11月2日（水）16時00分～16時50分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、上野管理官補佐、有吉上席安全審査官、

小舞管理官補佐、加藤原子力規制専門員

検査グループ 核燃料施設等監視部門

栗崎企画調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 バックエンド推進部 次長

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他10名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

資料1 東海再処理施設の保全について

資料2 低放射性廃棄物処理技術開発施設（LWTF）の津波対策に係る方針について

資料3 緊急時対策支援システム（ERSS）データ伝送系等の整備について

資料4 東海再処理施設の廃止措置等に係る面談スケジュール（案）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、原子力規制庁の加藤です。それでは、本日の面談を始めさせていただきます。早速、資料の説明に先立ちましてT V Fにおける固化処理状況についてご説明の方をお願いいたします。
0:00:16	原子力モリカワです。ウエノ故障状況についてすみません口頭ですけど報告させていただきます。
0:00:23	まずP D Fの状況です。3号炉の更新の準備、
0:00:34	簡易作業についてですが、
0:00:37	現在までに4缶搬出、は済んでおりまして今後11月末までに残り2缶搬出予定ということで計画通りこちらの方進めております。
0:00:49	また固化セル内の廃棄物の解体作業につきましては、
0:00:53	解体の時間を要する廃棄物の解体こちらの中断して固化セル内に仮置するというのでそちらに向けた作業として、搬送の治具の搬入後I T Vカメラとの整備、こちらの方を進めているところです。
0:01:08	またこの解体作業と並行して実施する高経年化対策のうち、梁型マニピュレーターのコードリールの交換作業、これは実際の作業としては12月ごろから開始予定にしておりますこちらにつきましても、
0:01:23	遠隔で交換します事項分こちらの準備として組み立てようと実施しているということで一応計画通り、作業の方進めているところでございます。
0:01:34	続きまして白金族の抵抗低下の原因調査の方です。こちらにつきましても、残留から除去作業の影響も含めて、
0:01:43	今の網羅的な要因を推定しているというところで、今回のキャンペーンで22-1のキャンペーンにおいて、特異な傾向を示す運転データがないかどうか。
0:01:54	パークの観点で、2号炉これまでの運転前データですね。
0:01:59	それから、特異な傾向が顕在化し始めた時期でありますとか申請の状況等を今データを見ながら整理しているというところです。
0:02:09	またこれまでの内部観察の結果等から、同じく特異な傾向を示した要因について、
0:02:15	またそのシナリオの検討を実施しているというところです。
0:02:20	並行して今回見られたような溶炉上部ですね、こちらのガラスを除去できるように、除去工事の改良検討これも並行して今進めているところでございます。
0:02:32	あと3号炉の製作状況につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	こちらのモックアップ試験棟に搬入後ですね天端分の築炉、あとは天板の溶接などを行って10月末までに、
0:02:46	天板部の溶接まで検査まで完了しております。
0:02:50	11月からは、固体配管ですね取りつける作業を2回し、これは令和5年の1月末ごろ終了予定ということで進めております。
0:03:01	また令和5年の3月頃に計画しますが、アスカネットによる作動試験ですね、こちらに向けて、深津系の配管でありますとかのサポートの設置、あと電源系ですねこちらの方の接続など、
0:03:16	試験設備の整備作業を今進めているところでございます。
0:03:20	と最後でいいですが、3号炉の更新スケジュールの検討状況ということで、こちらは先ほどの高校生の廃棄物の解体ですねこちらの工程、あとは解体に使用する、甲斐田場の%マニピュレーターの整備工程。
0:03:35	あと長期間を要するクリティカルパスについて工程の少し精査をして、スケジュールの精度向上というのを図っているということで、
0:03:45	こちらの引き続き検討を進めているところでございます進捗状況は以上とあります。
0:03:52	敬称規制庁のカトウでご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして原子力機構、規制庁から質問コメント等ありましたらお願いいたします。
0:04:10	とか漢文栗崎調査官の方から何かありますでしょうか。
0:04:14	はい、加来平木です。ご指名ですからよろしいでしょうか。ちょっと質問させていただきたいんですが、特に
0:04:24	3号炉の状況なんですけれども、天板取り付けとか終わってあと配管、そういったものの炉周りの話かな、準備中だっていうことなんですけど。
0:04:36	今のところ、この辺は順調ということでよろしいのでしょうか。
0:04:42	原則は計画通り順調に進めておりますので、特段これ、今のところ遅れとか、ないような状況でございます。以上です。
0:04:52	はい、赤間栗崎ですありがとうございます。
0:04:58	原子力規制庁の加藤ですすみませんちょっと不透明なところもあると思うんでわかればというか決まったら教えていただきたいんですけども
0:05:06	熔融炉に、仮に今回のキャンペーンからそれ以外のキャンペーン作業にしますというふうになった場合に、熔融炉内のガラスのはつりっていのをやるんでしょうか。
0:05:21	はい。現調広告、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:25	今回 3 号炉につきましては、露点を円錐構造にするというので、今まで比較水でしたので、その他二部等に、
0:05:34	ガラスが白金族がたまりやすいという傾向があったということです。今後、3 号炉で演習にしていきますので、
0:05:42	そういう谷部っていうのはないんですけど、やはり白金とか炉底にたまりやすいのと、壁面ブーにやっぱり溜まっていくとなかなか抜きづらいついていうのがあるので、多分
0:05:54	建てないところガラスは少し残留するんじゃないかなというふうに想定しておりますので、少なからず除去作業が必要になってくるのではないかなというふうに考えてます。こちらについては
0:06:07	今後行う作動試験でありますとか次の 3 号炉を運転した状況を踏まえてその除去作業の必要性っていうのは検討する必要があるかと思えますけど、一応多分、
0:06:18	少なからず除去が必要になるような状況があるんじゃないかと思って今、検討の方を進めております。以上です。
0:06:25	規制庁加藤ですわかりましたありがとうございます後すいませんもう 1 点なんですが、
0:06:30	3、2 号溶融炉の入れ替え時解体すると思うんですけどもその解体に先立って、今堆積してるガラスのはつりっていうのをやる必要はあるという理解でよろしいですか。
0:06:44	秋谷常務。全体のところで、実際その上からレンガアート切断していく中で、その改定の中で少し余分なガラスを除去して、
0:06:56	いう形にしますので、その解体に先立って除去作業が必要かっていうと除去作業は必要ないです改定の中である程度、レンガの付近下がったからと、除去しながら、
0:07:09	分離しながら改定を進めていくっていうそんな感じで今作業の方考えております。以上です。
0:07:16	網野規制庁カトウです理解しましてありがとうございます。
0:07:20	他よろしいでしょうか。
0:07:24	はい。よろしければ続きまして工程返上の状況についてご説明いたします。
0:07:31	はい。前処理施設課の仲村です。工程洗浄の状況につきまして、口頭でご説明いたします。
0:07:37	まずハード関係ですけども、10 月 31 日現在で点検対象 264 件に対して 235 機、約 89%の点検整備を終了しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:49	これまで使ってない機器の提携を優先してやって参りましたが、計画通り順調に進めておりました、これまで特にもう、
0:07:56	問題等はありませんでした。
0:07:58	続いてソフト関係ですけれども、前回面談でもお話ししましたが、査察を行うポイントの
0:08:05	3ステージについて、まだJ S事業 I A E Aとの調整がまだ合意が得られていないということで、現在これを最優先に調整しているところです。
0:08:15	これに伴いまして層厚性の実施時期、約 20、11 月中旬開始予定のものが約 2 週間程度遅れるものと見込んでございます。これ遅れたとしても年内の準備、
0:08:26	時間については問題ないという、
0:08:28	ふうんと考えております。また、先週面談でもお話ししたこの規定の、
0:08:33	ウラン溶液の受入基準につきましては、6 月 30 日申請分の本規定の認可のおり次第速やかに利用、現在、作業の方を進めているところであります。
0:08:45	以上簡単ですけど、どうも状況についてご説明します。
0:08:49	以上です。
0:08:51	はい、原子力規制庁の加藤です。ご説明ありがとうございました。一応点検等につきましては何か順調に進んでいるという理解でよろしいでしょうか。
0:09:01	はい。問題なく進んでおります。
0:09:05	はい。規制庁加藤です。ありがとうございますほか、規制庁側から質問、コメント等ありましたらお願いします。
0:09:16	よろしいでしょうか。
0:09:19	はい特にないようですので、続きまして資料の説明の方に移っていただければと思います。早速、資料 1 の方のご説明をお願いいたします。
0:09:31	はい資料 1 については磯薄井審査部長でご説明させていただきます。こちらの資料の方、10 月の 19 日の面談でご説明いただいたときのコメントを踏まえて修正等を行っております。
0:09:46	修正活動を通じてにご説明させていただきます。
0:09:50	右下 3 ページ、背景課題のページでございますがこちらの方、前回
0:09:57	対策件数の廃止措置計画の申請件数を減らすというよりは合理的にした方がより、安全に施設が管理できるというふうにご説明していることを前面に出して説明した方が良くと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:10	というようなコメントをいただきましたので、一番最後の背景のところわかりませんが今後のところ、
0:10:17	矢印の下のところ、
0:10:19	更新交換等を早期に実施することにより廃措置期間における安全性をより高めるため、また、保全に係るリソースの抑制のため
0:10:29	廃措置の進捗に伴う機能の変化を考慮した性能維持施設の見直し、許認可を行う場合と同等の水準が確保できる定型的な交換更新の、
0:10:40	許認可の合理化等について検討するという形で修文しております。
0:10:46	右下 4 ページのところですがこちらの方ちょっと自主的な見直しとして、段階的に性能維持施設の機能の見直しを行っていくと。
0:10:56	というようなことを記載を充実させております。
0:11:03	右下 5 ページ、こちらの方タイトルの方にちょっと合理化というような、許認可の合理化というような話が入ってましたので若干、タイトルを見直しました。
0:11:14	あとこちらの方、実際、どれが件数があった方がその合理化のメリットがわかりやすいというようなコメントをいただきましたので件数を入れております。
0:11:24	3 ポツ目のところに直近十年間でっていう話と、
0:11:30	許認可申請を行った更新交換は計 36 件というような数字を入れた後は右下の方のグラフの方、下線は引いておりませんが、各分類のところは何件あるというものを記載を追加してございます。
0:11:47	また、
0:11:50	合理的にした方がより安全に施設が管理できるというような考え方のところを
0:11:58	充実させるために、今のページに 3 ポツ目までありましたが 4 ポツ目にあった記載を、6 ページ、右下 6 ページの方に移しまして、
0:12:11	安全にできる場合の、具体的なケースの記載を追加してございます。
0:12:18	配管等におきましては漏れ、故障等がありました場合に、漏れ止めや、仮設配管等の設置等により、応急的な措置を行って、
0:12:30	許認可の認可後に、
0:12:32	恒久的な措置を実施する場合というのがありまして、その場合は、許認可を合理化することによって恒久的な措置を早期に実施可能となるという場合が考えられます。
0:12:44	また、回転機器等につきましては、許認可を行った後、機器等の購入や製作を行うといったようなケースがございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:55	この場合、合理化することによって早急に恒久的な措置が実施可能となります。
0:13:03	また事前に予備品の購入製作を行うことというのはリスク、特にこちらのリスクがなく行えるということになりますので、短期間に恒久的な措置というものが実施可能となると。
0:13:18	考えております。
0:13:19	そのような観点から定型的な更新交換等で許認可を行う場合と同等の水準で品質額同等の水準の品質で実施可能と考えられるものについて以下、検討するというような津波にしております。
0:13:36	7ページの方は内容に合わせてタイトルの方を変更しております。
0:13:41	鳥栖申し訳ありません7ページの図中のところで、一部編集の際に、文字掛けが起こってしまっているところがあって、後程
0:13:51	文字化けしていないものを送付させていただきます。
0:13:54	7ページの方はタイトルの変更だけです。右下8ページのところで、前回性能維持施設の整理をしっかりと行うことで
0:14:08	安全性が高まるということも考えられるのではないかと、というようなコメントをいただきました。それを踏まえまして、下線部の記載を追加させていただきます。
0:14:20	向後性能維持施設の整理とあわせて、許認可を行う場合と同等の水準の品質で更新効果が等が可能と考えられる機器等について整理を行っていくと。
0:14:31	というような文章を追加させていただきます。
0:14:34	変更点、以上でございます。
0:14:39	規制庁加藤です。ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして質問、コメント等ありましたら、お願いします。
0:15:58	細田ですけど4ページ目。
0:16:02	っていいんですけど。
0:16:09	すいません、田口です。4ページ目でしょうか。
0:16:14	あるよって書いております。
0:16:15	余りにも、はい、ございません。
0:16:21	ちょっと前回のコメントで、そういう早くなるころの、安全性が高まるころの記載を充実すべきというようなコメントをいただきたい。
0:16:34	ちょっとあまり充実のさせ方がうまくなかったかもしれませんが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:40	許認可を行う部分の、今まで要求的な措置を行う期間が短くなるケースがあるという、
0:16:53	の具体例を書いたというものです。
0:16:56	あんまりちょっと他のを、自主的に任されることによって、安全性が高まるケースというのがちょっとあまり考えられずに、ちょっとそういった具体例を記載するという、
0:17:09	ことをしています。
0:17:10	もう訴えればいいんですか。
0:17:14	許認可の無理かというよりはあれですかね、もっとはっきり言うと9人かが不要になることになる。
0:17:21	認可手続きが不要になることにより、
0:17:24	逆に安全に、
0:17:27	恒久的な措置が実施可能となるというそういうことですか。
0:17:33	はいその通りです。そういうふうに書いてくれた方がいいんじゃないですかね。
0:17:40	もう思い切って、
0:17:43	あまり気にしませんよ、うちは。
0:17:48	わかりました。合理化とかいうと何か隠してる感じがあります。
0:17:56	はい。ちょっと合理化とかいうのが不要というよりは以前お話したようなあらかじめ廃止措置計画にホワイトリストを載せるというようなことをやる。
0:18:12	やって個々の申請はしないというような、ちょっと仕組みを考えているということで許認可不要というわけではないということでもっとこういう書き方にしていますが、
0:18:24	ちょっと、
0:18:26	不要という、
0:18:27	個別の許認可が不要といったような記載に見直したいと思います。
0:18:42	はい。まあまあこんてるからスタートしてるのがいいんじゃないですかね。
0:18:47	はい。
0:18:50	はい。
0:19:23	はい規制庁、加藤です。衛藤ほか、規制庁側から何かテレワークで参加されてる方は、手分けで、レベル3が足りてる方も、特にないんでしょうか。よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:37	はい。特にないです。
0:19:40	はい。ありがとうございます。そうしましたら先ほどちょっと指摘がありましたけれども想定されるケースのところですね、
0:19:50	多分田口さんがおっしゃられたような、
0:19:54	やりたいと思ってることをもうちょっと具体的に書いて合理化っていう形で組めるんじゃないかと、もうちょっと具体的に書くような形で修正いただいた上で、
0:20:05	次回の会合で、
0:20:08	ちょっとこういう形でちょっと問題の頭出しだけをするというような、
0:20:12	形で議論をスタートさせるような形で進めたいと思います。
0:20:20	はい、了解しました。
0:20:22	はい。よろしく申し上げます。
0:20:26	資料1につきまして何か原子力機構側から確認しておきたいことありますでしょうか。
0:20:37	特にありません見ていただいて、公開会合のにあたってこういうところ直した方がいいという、コメント的、いただければ適宜修正していきたいと思います。
0:20:49	原子炉規制庁の加藤です。承知いたしました。それでは続きまして資料の2のご説明をお願いします。
0:20:58	はい。環境保全部処理2課の鷹野です。
0:21:03	9ページ目の資料2、L W T F の津波対策に係る方針について説明させていただきます。
0:21:11	ウエノ L W T F の方針津波対策の方針については、前回、6月15日の規制庁面談で説明はしておりますが、コメントを踏まえまして、今回、設計津波の条件としまして、
0:21:27	力と津波の浸水高さを変更しております。
0:21:32	⑨については、1から3に変更することで、建屋内浸水防止を行う実施箇所としまして、開口部だけから開口部と一部外壁に変更となっております。
0:21:46	浸水高さについては、
0:21:49	津波シミュレーションの条件を変えまして、より高くなる条件で津波高さをですね、設定することによって浸水範囲が1階から2階へと変更となっております。
0:22:04	設計津波の条件を変えることによって、設計津波の条件、前提条件を、資料内に明らかにすることと、あと対策についての見直しを行いました

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ので、今回、改めてL W T Fの津波対策に係る方針を説明させていただきたいと思います。
0:22:25	1ポツの基本的な考え方になります。
0:22:28	廃措置段階にある再処理施設における津波対策は、リスクを踏まえた安全対策を行うことを基本としています。
0:22:36	L W T Fで取り扱う放射性物質の量は、及びT V Fと比較し、少量であることから、L W T Fにおける津波に対する安全性は、
0:22:46	及びT V F以外のその他の施設と同様に確保する。
0:22:51	施設の安全性を確保する観点から、設計津波による荷重
0:22:56	波力及び漂流物を受けて、建屋内に海水が流入した場合においても、有意に放射性物質を建屋外に流出させない対策を行います。
0:23:07	上記安全対策に加えまして、L W T Fは、低放射性廃液のセメント固化を含む廃棄物処理を長期的に行う新規施設であり、
0:23:17	津波被災後の運転遅延のリスクを抑えるためには、供用開始前に、運転に必要な設備を防護する対策を行った方が合理的であることから、
0:23:27	設計津波の波力に対して、建屋内に海水を流入させない対策を行うということに、見直しを行っております。
0:23:38	前回、有意に放射性物質を出さないという対策について、設計津波の何に対してそうするのかというところが、ちょっと明らかになってなかったこともありまして今回設計津波による荷重、波力と漂流物に対して出さない対策をとりますということと、
0:23:56	安全対策に加えて、
0:23:58	運転遅延のリスクを抑えるためには、設計津波の波力に対して、建屋内に1回水を流入させない対策を行うということで、文章の方見直しを行っております。
0:24:09	続きまして2ポツの両括弧1、最高浸水高さや建屋の状況についてになります。
0:24:15	一つ目の矢羽根ですが、L W T Fにおいて、最も綱浸水高さが高くなる条件ということで、今回は、港湾構造物なし、周辺建屋なしの条件で、
0:24:29	高さを設定しておりましたが、
0:24:32	港湾構造物なし、周辺建屋ありで、津波が、各家に当たったときのせり上がりやを考慮しまして、浸水高さが高くなる条件で評価を行いまして、
0:24:44	D B約+14.8メートル、こちらを設定して、対策を行うことに変更しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:51	二つ目の矢羽根は、津波高さが高くなったことで地上 2 階の機器が該当するようになったということで機器を追加しております。
0:25:02	三つ目の矢羽根は、地上 2 階までの範囲が浸水する恐れがあるということで、会議 2 回を加えております。
0:25:12	両括弧 2 の火力と共用物の建屋の状況についてです。
0:25:16	波力算定用津波高さについては、条件、変更ございません。
0:25:22	続いて、3 行目に火力の水深係数は $\alpha 3$ とする上限でございます。続いて作業ということで、春木さんで考えますよということを書かせていただいております。
0:25:34	なお、安全対策において想定する漂流物は、その他の施設と同様とするということで漂流物は、その他施設を同様にするという記事を記載しております。
0:25:45	めくっていただいて 10 ページ目です。
0:25:48	上の一つ目の矢羽根についてです建屋の保有水平耐力、
0:25:53	が、設計津波の荷重、波力及び漂流物以上であるから倒壊することはない。前回も同じ記載をしており、ここで、設計津波の荷重としては、波力 3、漂流物は、その他の施設と同じ漂流物を考慮した上で記載をしますので、こちらは変更はございません。
0:26:13	二つ目の外壁についてです。清潔への波力に対して東側、海側になりますが、開口部付近の外壁が、短期許容応力度を満足せず、建屋内に海水が流入する可能性がある、こちらが変更となっております。
0:26:31	両括弧 3 です、建屋内の設備の状況について一つ目の矢羽根については、施設の安全対策で、放射性物質を出さない、対象となる設備が、
0:26:42	前回の資料には、ここにありますよという記載がありませんでしたので、今回ここに追記をしております。地上 1 階には放射性物質を内包し耐圧性が十分でない機器、サンプリング分析設備及び焼却設備の一部が設置されており、
0:26:59	海水が建屋内に流入した場合は、有意に放射性物質を建屋外に流出する恐れがあると。
0:27:05	なお地下階に設置している機器については、その他のその他の施設と同様に、貯槽内または地下階のセール部屋内で放射性物質が保持され、地下地上階へ流出する可能性がないことから、
0:27:18	建屋外への放射性物質の有意な流出はないとしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:22	二つ目の矢羽根になります。浸水想定範囲が地上2階、加わりましたが、運転に必要な設備については前回の資料でも書いてありますので、変更はございません。
0:27:35	3ポツについてです。対策の実施箇所を書かせていただいております。海水が建屋内に流入した場合に、有意に放射性物質を建屋外に流出する恐れがある設備が設置されている地上1階の部屋については、
0:27:50	海水の流入箇所、壁扉、換気空調ダクト、配管ケーブル等の壁貫通部に対して、浸水防止対策を行います。
0:28:00	上記安全対策に加え、設計津波の波力による各屋内への浸水を防護できるよう、東側、海側と開口部付近の外壁、
0:28:10	建屋の外部との開口部等に対して浸水防止対策を行います。
0:28:16	続いて、11ページ目以降にあります添付資料について簡単に説明させていただきます。添付資料1の左側については、今回条件を見直しましてえられ座入力津波高さに対して、ほうTVFと同様にですね、潮位のばらつき、高潮の重畳を加えて、
0:28:36	最高の浸水高さを設定したというところを示しております。
0:28:42	めくっていただいて、12ページ。
0:28:45	添付資料になります。
0:28:47	設計津波の荷重に対する建屋の評価ということで、前回の規制庁面談の前になります。令和3年の4月に規制庁面談を行った際にですね、
0:28:59	LWTFのプラントウォークダウンの結果を報告、説明させていただいたときに、同じ評価を行っておりますので、割愛させていただきます。
0:29:10	続きまして13ページ目、添付資料3になります。
0:29:14	建屋外壁の設計津波に対する強度評価ということで、今回は力が1から3に変わったということで、どこの壁が持たないのかっていうのを、
0:29:26	補強厚さ、まずは
0:29:29	火力算入することで、持たない、壁に対してその補強厚さを見極めるために、上下階のスラブ及び左右の柱による4辺固定とした強度評価を実施した結果を示しております。
0:29:43	下の図をご覧くださいますと、下側が下側の壁がですね、東側、海側の壁になります。
0:29:53	3年の壁厚600ミリに比べて、下の東側の壁厚は400ミリということで薄い壁厚になっております。
0:30:04	こちらについては、最初で150ミリ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:08	他の3名の厚さと同じぐらいの600mm程度まで、外部を周知することによって、波力に対してもつという見込みをしております。
0:30:22	続きまして、14ページ目の添付資料4になります。
0:30:27	今回、有意に放射性物質を建屋外に流出させないために防護すべきエリアということで前回お示ししてない資料を追加しております。
0:30:37	こちら、3部屋に
0:30:40	防護対象となる設備がありますので、この部屋に海水が流入しないような対策をとるということで、場所を示してございます。
0:30:51	15ページ目以降の添付資料5と、添付資料6については、前回の説明資料にもお付けしてあります。
0:31:02	今回津波高さの変更に伴って、地上2階が追加されましたので、添付5に、地上2階の平面図を添付6には、地上2階の防護対象のBを追加しております。
0:31:18	説明は以上になります。
0:31:21	はい。現状規制庁カトウです。ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質問コメント等ありましたらお願いします。
0:31:43	規制庁加藤ですけれども、
0:31:46	この14ページなんですけど、
0:31:49	有意に放射性物質を建屋外に流出させないための防をすべきエリアということで、示していただいているんですけども、
0:31:58	これ、対策としては具体的にはどういったことを考えてるのかっていうのを教えていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:32:08	はい。書類課の高間です。
0:32:10	こちらについては、建屋内に、その流入した海水がこの部屋に入らないように、この部屋の流入箇所として想定している。
0:32:20	壁であるだとか、ADDで使う扉、あとは換気空調のためのダクトや、この部屋の壁にですね、その配管ケーブル等の貫通部がございますので、そういったところに浸水防止対策を行う。
0:32:35	その扉については、通常の扉が今設置されておりますので、止水性を高めるような、そういった扉に交換することを、そして、換気空調ダクトについては、
0:32:46	浸水高さ以上に、この額等、その高さを変更することによって、部屋の中に、その海水が流入しないことを、今、
0:32:56	そういった設計で検討をしているところになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:02	規制庁加藤ですけれども、先ほど壁とおっしゃいましたけど、壁っていうのはどういうことなんでしょうか。
0:33:11	それ以下の高です。壁については、その流入した海水に対して、その壁が、
0:33:19	親水性の維持できることを確認しまして、その親水機能を維持できれば、維持できなかった場合にはその補強等に対応することを考えております。
0:33:32	それは規制庁加藤ですけれども、浸水する高さも、
0:33:38	ぴあとかそういったものに耐えられるかどうかという評価されるということですか。
0:33:44	それにカタカナです。はい。その通りです。
0:33:48	規制庁加藤ですわかりました。ありがとうございます。
0:34:06	成立。
0:34:10	こういう方も、
0:34:11	やり過ぎです。
0:34:15	まずこれ最後は多分残るでしょう。
0:34:20	どうしてもこのぐらいやっといた方が、
0:34:23	50年運転するとして、
0:34:26	それなりの津波が来る前提でいくと。
0:34:29	ここまでやるときゃあ切れるんだらう。
0:34:33	ちょっと十分すぎるなって気もしないでもない
0:34:38	はい。
0:34:42	はい。ご説明ありがとうございます。
0:34:45	何か、特に規制庁から他にございませんでしょうか。
0:34:52	すいませんコマイから特にありません。
0:34:56	はい、ありがとうございます。そうしましたらじゃ次、資料3のご説明をお願いします。
0:35:08	保安管理部危機管理課の鋤柄です。よろしく申し上げます。
0:35:12	それでは資料3の緊急時対策支援システムE R S Sデータデータ伝送システムの整備についてご説明いたしたいと思います。
0:35:22	説明の前にですね今回説明の機会をいただいた趣旨ですけれども、現在核サ研の方では
0:35:29	原災法関連法令に基づきまして、緊急事案、規制庁さんのですね、着緊急事案対策室、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:37	事業者防災班、そうですね、あと技術的なところを情報システム室とですね調整させていただきながら、現在整備の方進めておりますが、
0:35:47	再処理施設の既設の設備いいですね、一部接続がございますので、事前にその整備の方針、影響ないようにやりますというところを、
0:35:58	事前にご説明したいといった趣旨でございます。
0:36:02	それでは資料の中身に入りたいと思います。
0:36:05	まず、概要ですけれども、こちらの各各何核燃料サイクル工学研究所では、
0:36:12	再処理施設の状態を示す所等として、
0:36:16	再処理施設のプロセスデータ、施設放射線データ及び環境データについて、原子力災害特別措置法、省略しますが安保、防災業務計画等命令、
0:36:27	に基づきまして、原子力規制庁が運用する、E R S Sへ伝送することとしております。
0:36:34	伝送項目としては、全部で634項目を抽出しており、
0:36:41	そのうちの候補者、
0:36:43	全範囲の蒸発乾固に関する104項目につきまして、令和5年度中に伝送を開始するため、
0:36:51	当該伝送系統の方を整備を進めているところです。
0:36:56	補足ですけれどもその他の530項目は、現状の東海再処理施設の状況を踏まえまして規制庁さんと調整、絞込みを調整しているところです。
0:37:10	本整備に当たりまして、再処理施設内の監視盤等の設備の接続を有することから、
0:37:17	E R S Sデータ伝送系等の整備に関わる方針等を整理してきました。
0:37:23	次いで2項目目ですけれども、E R S S、データ伝送系統の概要、
0:37:29	いうことで、E R S Sデータ伝送系統は、再処理施設内の監視盤等の設備から、ケーブルで接続するE R S S伝送機器類。
0:37:40	や、現場伝送サーバを介しまして、
0:37:43	防災管理棟に設置するサーバーに有線及び無線で必要な情報を収集する設備で構成されております。
0:37:51	収集した情報は、統合原子力防災ネットワーク設備を用いまして、原子力規制庁の、
0:37:59	E R S Sサーバに伝送するということです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:02	こちらの統合防災ネットワークというのはすでに規制庁さん等通信を確保している、既設の設備でございます。防災管理棟に設置している施設の設備です。
0:38:13	で、それで令和5年度に伝送を開始予定の情報を別添1、
0:38:19	データ伝送システムの概要を別添2に示しております。
0:38:24	ページで次の20ページの方をご覧ください。
0:38:31	別添1で、今回、というか令和5年度中に、
0:38:36	伝送する、伝送開始する予定の項目を示しております。
0:38:41	左側E L 9本、いえる区分といえる番号がございますがこちらの
0:38:46	緊急時の避難、住民避難の基準になる事象を示したものです。
0:38:53	上から01から余しかかりますけども、
0:38:57	大きくは高放射性廃液に関わる蒸発乾固に関わるプラントデータということで、真ん中ほどにございます冷やす、E L 番号として29番ということですけども、
0:39:11	蒸発乾固ということで、高放射性廃液温度のデータを伝送するということころ。
0:39:17	あと施設放射線データとして、E L の番号では02と。
0:39:23	42のところでございますがこちらは施設のエリアモニターダストモニター等のデータを伝送するということころです。最後に一番上の01ですけどもこちら環境をデータとして、
0:39:35	モニタリングポストのデータ等送信を、を示しております。
0:39:40	これら、その他ですね気象観測、E A L トワーク関係ございませんが、参考データとして気象観測データを、
0:39:49	含めまして全部で104項目となっております。
0:39:54	続きまして続いて21ページをご覧ください。
0:39:59	別添2になりますが、図面が上と下で二つあると思いますが、下の図面ですけどもこちらの規制庁さんの内規にございます。
0:40:09	E R S S の運用マニュアルから抜粋しております。
0:40:13	こちらの右肩の方に実線の部分、こちらE R S S の伝送システムの停止ということで、E R S S のシステムを示した範囲を示した。
0:40:23	ですけども、こちらの矢印で仕切った部分と、上の図面、今回核サ研で構築する電送システムの概要になりますけども、
0:40:34	この上のグレーの矢印の部分で対応させて、今回こちらの部分を現在の関係法令に基づきまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:40:44	整備の方を進めているところです。
0:40:47	赤色の部分が今年度、令和2年度に
0:40:51	整備を行うところ。
0:40:54	黒い色の部分がですね来年度に行うところです。
0:40:58	破線部は網あのに構築の部分となっております。
0:41:03	青色で囲った部分ですね、こちらが今回一部既設とを接続する部分になります。特に左端のガラス固化技術開発施設、
0:41:15	2重要設備がありますのでこちらのところがポイントになると思います。
0:41:19	本文に戻っていただきまして、
0:41:24	19 ページ目の都築からご説明いたします。
0:41:29	3 項目目の整備に関わる方針ということですが、
0:41:34	E R S S データ伝送システムは平常時から必要なデータをやる生成伝送するよう求められておりまして、防災業務計画等名で、
0:41:45	の要求事項を踏まえまして、以下の通り基本方針、以下の基本方針で整備を進めております。
0:41:51	大きく三つございしますが、一つ目が統合原子力防災ネットワークにまず接続をして、第1データセンター、あと第2データセンター二つございしますので、
0:42:03	そこでそれぞれに並行して送るということにしております。
0:42:09	二つ目ですが、単一故障が生じてでもデータ伝送を維持できるよう二重化等を図る。
0:42:15	三つ目ですが、
0:42:18	商用電源喪失時に備え、非常用電源系設備からの給電を確保するとしております。
0:42:26	なお書きですが、これらの設備は地震、津波の影響で、E R S S データ伝送システムの機能が喪失した場合は、可搬型の通信連絡設備を使用して、
0:42:38	現場から必要な情報の収集と、あと必要な箇所、沖原子力規制庁さんの情報共有を行うとしております。
0:42:48	またですが E R S S データ伝送システムと、再処理施設内の監視盤等の設備へのケーブルの接続に当たりましては、
0:42:59	以下の二つを留意してですね、再処理施設の安全機能に影響、影響を及ぼさないように設計して設置、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:07	したいと考えております。
0:43:09	一つ目がですね、安全機能を持つ既存の制御、計測設備に影響を与えるような制御システムの改造や接続は行わない。
0:43:18	二つ目が再処理施設内に新たに設置するE R S S伝送を機器類やケーブル等は、廃止措置計画の応用の設計基準時力が、
0:43:29	作用したとしても安全機能を持つ。
0:43:32	既存の数を施設に波及的影響を与えないよう設置するという考えで、
0:43:37	整備を行いたいと思います。これをもって既存の設備の性能ですね、承認カーな内容に影響ないように進めたいと考えております。
0:43:47	考え簡単ですけども、以上となります。
0:43:51	院長規制庁加藤でご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質問コメント等ありましたらお願いします。
0:43:59	うちでなきゃいけないのは最後、4、五行。
0:44:05	ということでもいいわね。
0:44:07	で、
0:44:12	一番大きな、
0:44:14	セガマルなんすけど、
0:44:16	既存で波及的影響与えないよう設置するっていうのは、
0:44:22	あれなのかしらね。品質保証体系に基づいて、
0:44:28	皆さん方の違う部署がクロスチェックしたりなんかしたりしてくれるのかしら。
0:44:39	はい。設計で調達をする上で必要な品質保証上の手続きを済ませて進めているところです。はい、わかりました。
0:44:49	はい。
0:44:54	規制庁のカトウですけどもここ、ケーブルの敷設にあたっては安全に影響がないということなんですけれども、
0:45:04	緊急時に使うこれE R S Sデータの伝送システムの機能喪失に係る
0:45:11	その代替の可搬型設備っていうのは
0:45:15	江藤事故対処の方で使う可搬型設備等
0:45:19	重複とかはしないというふうに考えてよろしいですか。
0:45:27	はい。基本的には同普及しないと考えております。現地対策本部が今可搬型で用意している衛星電話、
0:45:38	あとF A X等、個別に再処理とは別に所持しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:43	基本的にはってところがちょっと気江藤かかるんですけど、例外がありました。
0:45:51	えと通信を行う上で現場とのやりとりをする上で、
0:45:56	事故対応に必要な設備は使うことあると思うんですけども、今回防災、原災法関連法令に基づいて整備、保安管理部の方ですね整備している設備は
0:46:11	ちょっとまた人が違うので管理が違うということでしたすみませんちょっと。
0:46:15	管理が違うってことはそれが例えば、どっちどっちか方ってどっちかが立たないみたいなことはないっていう風に考えてよろしいですか。
0:46:26	はいその通りの理解でお願いします。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:46:35	他よろしいでしょうか。
0:46:38	はい。
0:46:39	はい。ありがとうございます。最後にスケジュールのご説明をお願いします。
0:46:47	はい。再処理センター1 推進室からスケジュールの方説明させていただきます。
0:46:55	今後も概ね2週間に一遍程度のスケジュールというか感覚で面談の方を入れさせていただきたいと思っております。
0:47:04	次回は2週間後ですね殊、2月の16日の水曜日ということをお願いしたいと考えております。まかし部会後の日程によっては間に入れていただくことも出てくるかと思いますが、
0:47:20	概ね今後も2週間のスケジュールということで考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。
0:47:28	はい原子炉規制庁加藤ですスケジュールご説明ありがとうございました。と違うのか、介護、
0:47:35	面談のスケジュールにつきましては、ちょっと後程、
0:47:39	担当者として調整させていただければと思います。
0:47:45	はい、了解しましたよろしく願いいたします。
0:47:47	次回の会合の予定についてはちょっと現在調整中ですので、ちょっともう少しお待ちください。
0:47:56	はい、了解しました。
0:48:00	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:11	規制庁からは以上になりますけれども、検証表か何かございますでしょうか。
0:48:21	原子力機構側からは特にございません。
0:48:24	はいそれでは、本日の面談終了したいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。